

毎週火、金曜日発行(日に変更するときは翌日)
昭和四年四月十五日第三号郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十三年度に係る各種機関の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十一号

地方自治法第九十九条の規定に基き昭和三十三年度に
係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次
のとおり公表する。

昭和三十四年十一月十日

鳥取県監査委員	松	本	利	治
同	荻	原	治	郎
同	井	上	善	一

同 戸田 俊 己

監査箇所 執行年月日

米子土木出張所 昭和三十四年自七月十七日
至七月十七日

鳥取 同 十月十七日

倉吉 同 十一月二十四日

郡家 同 十一月二十七日

根雨 同 八月五日

東部山林事務所 同 九月十一日

中部 同 十月十七日

西部 同 十一月二十六日

土木出張所

昭和三十三年度にかかる各土木出張所の監査は、本春
一月から二月にかけて延べ十六日間にわたり実施した九
十七箇所(本年度施行工事のうち)の中間的現地調査の

結果をもとに、特に、工事の執行状況とその管理事務の処理につき実施した。その結果本年度施行にかかる諸事業は早期着工に配慮され、近年にない進捗度を示したが、道路橋梁及び積雪寒冷対策事業のうち七箇所計九百余万円が着工遅延、並びに用地買収その他天候等のため已むなく繰越措置し、その他は概ね年度内完了していた。特に近年内外ともに経済基盤強化に必要なこれらの土木諸施設の整備改善が急速に進められてきたことは、本県後進性打開に喜しいことであるが、未だ本監査を通じてみるに県下の土木施設の整備は、地理的、気象条件及び財政等の客観的条件に種々制約される面が大きく、特に施策推進に当ってはさらに、行財政効率の見地から施工適期、緩急度、経済効果等充分かん案検討を要し、しかも重点的かつ、集約的に施行することがもっとも緊要と認められるので、この点関係当局の格別の配りよを要する次第である。

また、各種工事の執行過程における過去の指摘事項は逐次改善、是正せられ良くなってきたことは結構であ

る。さらにこの面に一層の留意を望む。次に各所共通的事項は概ね左のとおりであるが、これらの諸点のうちには、県で考究、措置を要すべきものがあるので、関係当局はさらに、検討考りよし、適切な措置をとられたい。

一 道路、橋梁整備について
 本県道路の改修状況は、国、県道総延長一、七二八・七杆のうち、三十三年度末現在改修区間は僅か三七四、四杆（改修率二一・六パーセント）に過ぎず、また、橋梁数は木橋、永久橋等を合せて二、一二六橋であつて、そのうち安全なものは一、六三六橋で、他は交通制限等によつてかろうじて交通し、または交通不能という現況にあるので、地理的、気象的悪条件等を克服し、早期整備改善に一層の努力を望む。

二 河川総合改修計画の促進について
 従来から継続的に行っている塩見川ほか六河川の本年度改修事業費は四千二百余万円で、全体計画に対し本年度末で三四・四パーセントの進捗率である。

また、このほかに河川災害防除事業として、一千五

百余万円をもって法勝寺川ほか七河川の局部的修繕工事を施行しているが、県下一六九河川に対する総合的改修計画は、現在策定されておらず、個々の局部計画に基き実施されている。これらの現況から県は、早期に総合計画を樹立し、改修予算の重点的配分につき、国に対し強く要請すべきである。

三 道路橋梁補修について
 過去三ヶ年における道路橋梁改修事業費は

三一年	四千一百万円	(外災害費 二千万円)
三二年	六千六百万円	(〳 二千万円)
三三年	九千六百万円	(〳 一千万円)

で逐年増額考りよされてきている。他面交通量の激増と、車輛の大型化によつてその損傷は著しく、維持に苦りよし各所とも予算の増額を要望しているが、一般的にはこの維持補修に対する計画、その他予算の効率的執行にいずれも配慮を欠き、予算のてい増と補修の努力の割合に実効が目立たない。殊に補修計画の樹

立、機械力の活用、道路手の技術改善と督励、その他道路修理協会、道路愛護団体等の積極的熱意に基く道路、河川等の愛護運動の啓発並びに作業能率の向上に創意工夫が必要である。無計画のままいたすに経費を消費することはもっとも戒意を要すべきである。一面県はさらに、予算の増額考りよにつき配りよされた

四 河川及び砂防堰堤修繕について
 河床堤防及び砂防堰堤維持修繕事業費は

河川	砂防	(単位千円)
三一年	一、八九五	九六七
三二年	一、七六六	一〇、二〇九
三三年	六、五三三	一六、二〇九

である。これが財源は従来から主として水利使用料が充当されているが、要修繕箇所は大災害の誘因となる現況にかんがみ、予算の増額考りよし災害の未然防止策を一段と強化することが肝要と認められる。なお、

河川溪流内の立木除去その他河床整理についても特に留意が必要である。

五 災害復旧事業の促進について
各年災害の復旧工事は、概ね順調な進捗をみており、本年度施行分を含め全体の七七・六パーセントの進捗率で、過年災害は一部を除きほとんど完了し、三十四年度以降の残工事は、八七箇所一億七千万円程度となっている。これが早期完遂をはかるとともに、今後の方向を河川改良事業に転換し、治水の面からの災害未然防止に一段と努力を傾注されたい。

六 水防倉庫の資材備蓄について
近年市町村とも水防について常に関心が払われ、既に県下に五九箇所(内県有五)の水防倉庫が整備されているが、これらの資材備蓄は常時一定数量を確保することが必要である。資材備蓄状況の督監、調査を強化し、補充整備促進につき、万全を期するよう措置が必要である。

七 工事の施行監督について
1 各所とも施行監督状況は、総体的には良くなってきたはいるが、工事箇所、職員配置等の関係もあって未だ徹底を期し難い面がある。殊に施行申請人からの日報の提出を求め、たえず進捗状態を確認し随時抜的監督を行い、良心的施工に配慮せしめるよう工夫が必要である。
2 現場監督記録(日誌)等の整備保存を要するもの、或いは記録の不十分のもの等見受けられたが、これらは監督責任の所在を明確にする上からも作成整備しておく必要がある。
3 請負業者の負担において設計数量よりも過大に工事を行わせているものがある。このような傾向は監督上好ましくない。
4 単県工事について設計、施工が充分でないものがある。設計審査の徹底、起工理由の明確、効率的施工の徹底に配慮の要がある。

五 砂防堰堤等構造物築造工については、設計上充分考りよし、災害の誘因防止に努めるべきでなる。八業者の指名競争入札について
工事の入札に際しては、法定指名業者数により一応規定に基づく競争入札の方法がとられているが、施工者の中には施工能力、過去における事業成績等により慎重選衡を要すると認められるものも入っていると考えられるので、公正適切な指名がなされるよう、一層配意を望む。

九 その他事務処理について
1 用地買収並びに物件補償事務の統一的本庁所管につき、前回指摘したがさらに、検討善処を望む。
2 登記事務、特に過去において廃道、廃河川敷の正規手続が未了のまま放置されているものがある。市町村当局の協力を得て事務処理の促進を図り、適正な維持管理ができて得るよう努力を要する。

3 公共施設用地、建物等の現況面積について県有財産表と不突合のものがみられる。適正な財産管理に

特に留意されたい。
4 貨物自動車等動力の大部分は損傷甚しく、中には老朽化し新規更新または、増配の要望が多い。か動状況並びに耐用年数、修繕費の支出状況からむしろ早期更新措置が必要と認められるものがあるので、考究されたい。
5 道路、河川堤とう、占用許可関係台帳の整備が不良で、適正を欠いているものが極めて多い。また、この占用料金の算出基礎において積算の誤りの生じているものがある。これが整備と統一的取扱いの指導が必要である。
なお期間更新その他に起因し料金の調定洩れがかなりあったので、整理の要がある。

6 道路、橋梁台帖整備については従来から兎角放任の傾向にあり、これらの内部事務の整理につき熱意が乏しい。当局は抜本的整理方法を考究すべきである。
7 橋梁架換に伴う古材の保管出納を一層明確にし、

その所在を判然しおくよう留意されたい。

8 経理出納事務は、概ね適切と認められるが、年度末期に到り物件等の購入量が過大と思われるものが見受けられたが、極力経済的購入に留意を要する。

9 現行規定により正規職員には管内月額旅費が支給されているが、監督補助者等、臨時的任用職員は対象されず、自己負担している現状である。実費弁償が得るよう予算計上考り、よが必要である。

なお、現行の時間外勤務手当及び月額旅費支給に当って、検討を要するものがある。

各所別執行状況は概ね次のとおりである。

米子土木出張所 昭和三十四年七月七日
七月十日 監査

監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一
同	戸田俊己

工 事 別	箇所	事 業 費	臨就特失事業費
道路改良工事	五	三一、〇五〇、〇〇〇円	特失 一四、五〇〇、〇〇〇円 臨就 七、九五〇、〇〇〇円
道路特殊改良工事	二	四、九四〇、〇〇〇	臨就 二、三八〇、〇〇〇
凍雪害防止工事	一	二、〇〇〇、〇〇〇	臨就 一、一〇〇、〇〇〇
橋梁架換工事	(一)六	三四、九八〇、〇〇〇 (一)九五〇、〇〇〇	臨就 五、一〇〇、〇〇〇
舗装工事	七	六六、五九〇、〇〇〇	臨就 二一、一五〇、〇〇〇
街路工事	(一)四	一八、六六〇、〇〇〇 (一)六五〇、〇〇〇	臨就 四、六五〇、〇〇〇

砂防工事 一一 二〇、八六〇、三七四

河川改良工事 三 一八、九〇〇、〇〇〇

河川局部改良工事 四 八、二二〇、〇〇〇

海岸工事 二 一、五〇〇、〇〇〇

漁港修築工事 一 一五、〇〇〇、〇〇〇

失業対策工事 一 一六、八九四、九一三

各年災害復旧工事 三二 四九、一七三、八二二

各年単県工事 一三三 一五、二五七、二八六

計 一一二 三一四、〇一六、三八五
(一)〇〇〇、〇〇〇

() は三十二年度繰越工事

以上本年度工事は既ね順調に執行していたものと認められた。

二 工事の施行並びに監督事務につき、次の点を留意されたい。

工期 三四、三、一一
三四、三、二九

本工事は排水暗渠を築造し、排水の完全を期して交通の安全を計るを目的とせるも、路側の盛土法勾配が一部となっているので、法面が不安定と思われる。

1 単県橋梁架換工事 一級国道九号線 大山町国信
事業費 三六三、〇三二円
請負額 三四七、〇〇〇円

2 道路改良工事 県道字代米子線 西伯郡会見町鶴田
事業費 四、八〇〇、〇〇〇円

請負額 四、七九一、九九四円
 工期 三三三、一五、一二
 三三三、一二、二〇
 本工事は概ね適切と認められたが、施行後地元が取
 合道路(起点)を附設し、規定巾員の不足せる箇所
 があった。

3 道路改良工事 県道赤碓大山線 大山町大山寺
 設計額 二、一〇〇、〇〇〇円
 請負額 二、〇九九、九八七
 工期 三三三、七、一二
 三四、三、二〇
 本工事は施行のうち、切土の法勾配が部分的に不足
 していると思われる箇所があった。

4 単県道路改良工事 米子市浦津
 事業費 二九九、五〇三円
 請負費 二七七、三三〇
 工期 三四、三、一〇
 三四、三、三一
 本工事は延長二二二m(巾員七、五m)の改良を行
 っているが、監査当日物件移転が未了であった。

三 道路補修関係事務は一層厳格に処理し、計画的施工
 が必要である。特に単県道路補修と失業対策事業等公
 共事業とのかみ合せ或いは道路手及び砂利購入に伴う
 貨物自動車による作業能率の向上等、総合的しかも、
 効率的に欠ける面がある。

また購入砂利等の出納及び道路修理協会並びに道路
 愛護団体の協力等一層配慮すべきものがある。
 四 経理出納その他事務の処理は概ね適切と認めたとが、
 次の点につきさらに、留意されたい。

- 1 道路くつ、さく願に関する一連の事務処理が遅れ勝
ちである。
- 2 堤とう物揚場使用のうち、米子市が使用している
ものの占用料が未だ解決していない。
- 3 道路占用、河川堤とう物揚場使用のもので、期限
満了のものがある。
- 4 各種占用料金の算出の場合の端数計算に誤りがあ
るものがあった。
- 5 未収金二十七万八千余円は早期収納に努めるこ

と。
 鳥取土木出張所 昭和三十四年七月十四日
 七月十七日 監査

監査委員 松 本 利 治

一 工事の施行の状況は

工事別	箇所	事業費	特失	事業費	翌年度繰越額
街路工事	(一)五	(二四、九〇〇、〇〇〇円)	臨	四、九五〇、〇〇〇円	
道路改良工事	六	一一、六四〇、〇〇〇			
臨就道路改良工事	四	一一、九七〇、〇〇〇			
積雪寒冷対策工事	(一)三	(七、三五九、五四一)			
一般失対工事	二	一一、八三〇、八四二			
橋梁架換工事	四	一一、〇四二、〇〇〇			
砂防工事	五	八、六五二、二一五			
舗装工事	五	二七、二八〇、〇〇〇	臨	一三、九五〇、〇〇〇	
河川改良工事	七	二四、一二五、六九八	特	五、一〇〇、〇〇〇	
港湾工事	三	三一、七〇〇、〇〇〇			
各年災害復旧工事	四一	三八、七八二、三三一			

一、五二二、〇〇〇円

単県工事 一二五 一三、七五三、二九八
 計 二二〇 二三八、〇〇三、五九二、五〇〇
 (二) (六、〇〇〇、〇〇〇)

() は三十二年度繰越工事
 以上本年度工事は概ね順調に執行していたものと認められた。

二 工事の施行並びに監督事務について次の点を留意されたい。

1 単県河床堤防修繕事業 福部村細川

事業費 八三、二八二円

請負額 八〇、〇〇〇

工期 三三、三、一四
 三三、三、二九

本工事は現地において在石と、運搬石との比がはっきりしなかった。なお、石積の施工程度は余り良くない。

2 街路築造工事 賀露

事業費 二、一〇〇、〇〇〇

本工事は臨時就労対策事業で、直営施行により延長

特失 一八、九〇〇、〇〇〇
 臨就 一、五二二、〇〇〇〇

三〇七、〇メートルの街路築造で、年度内完工していたが、完工後路面に軒端突出のものがあつた。

三 砂利道補修関係については、逐年工夫を講じ作業能率の向上を図って維持補修に努力していることは結構である。さらに、過去の実績等分析検討し、補修費の効率的執行に配慮されたい。

四 経理出納事務は概ね適切に処理していたものと認められたが、民願関係事務は一層厳正を要すべきである。なお、次の点整理されたい。

1 鳥取市内におけるアーケードの占用料の未解決及び未収金二百九万余円(うちアーケード分一、六六九、七二〇円)の早期整理

2 道路、河川敷占用関係で、期間満了のものがあつた。

3 占用料金の算定及び河川生産物払下げに伴う所属

年度の明確化。

倉吉土木出張所 昭和三十四年七月二十一日 監査
 七月二十四日

監査委員 松本利治

一 工事の執行状況

工事別 簡所 事業費

道路改良工事 七 四七、一八七、〇〇〇円

橋梁架換工事 (一)四 一三、四九〇、〇〇〇

道路特殊改良工事 五 一四、一二〇、〇〇〇

舗装新設工事 五 二一、三二〇、〇〇〇

積雪寒冷工事 二 四、七〇〇、〇〇〇

街路工事 (三)四 一九、六五九、〇〇〇

河川改良工事 (一)三 二〇、七一〇、〇〇〇

河川局部改修工事 二 三、四〇〇、〇〇〇

港湾工事 (一)三 七、七〇〇、〇〇〇

砂防工事 四 一三、三八六、二四二

同 荻原治郎

同 井上善一

同 戸田俊己

特失 事業費 翌年度繰越額 六五一、〇〇〇円

臨 二、〇〇〇、〇〇〇

臨 三、一五〇、〇〇〇

各年各種災害工事 八 一八、三五三、九八二
 失対工事 二 四、三六九、六六〇
 各種単県工事 一三〇 一八、三七三、三五〇
 計 一七九 二一六、七六九、二三〇
 (五) (九、一七二、〇〇〇)

() は三十二年度繰越工事

以上本年度工事は概ね円滑に執工していたものと認められた。

二 工事の施工並びに監督事務について次の点に留意されたい。

1 単県橋梁架換工事 東郷湖線(開運橋) 羽合町 橋津

事業費 六二九、一四八円

請負額 六〇〇、〇〇〇

工期 三四、三、二八

本工事は桁木下部の工事で、上部構造は三十四年度施行である。監査当日は上部構造に着手していた。本年度施工部分のうち桁木の交互配置が行われてい

臨 五、一五〇、〇〇〇 六五一、〇〇〇

なかった。

2 道路改良工事(二種) 三朝勝山線 三朝町上西谷、福本

事業費 二、〇七〇、〇〇〇円

請負額 一工区 四八六、四五四
二工区 八四二、六七四
三工区 五六五、〇〇〇

工期 三三、一〇、二〇
三四、二、二七

本工事は三工区に分け、主として突角剪除と待避所設置工であるが、監督記録が不充分であった。

3 道路改良工事(二種) 木地山倉古線 三朝町小河内、本泉

事業費 一、九〇〇、〇〇〇円

請負額 一工区 五一九、八四九
二工区 五三七、一一二
三工区 五一九、一八七

工期 三三、五、一五
三三、七、二七
本工事は三工区に分け、主として突角剪除と待避所設置工であるが、一工区一号の側溝は崩落土により破損していた箇所があった。なお、監督記録は不充分であった。

三 道路、橋梁補修計画は一層工夫し、効率の運営を図ることが望ましい。殊に、道路手の督励、自動車運転手、並びに、作業人夫の作業能率の向上につき一層配意し、補修費の効率的執行に留意されたい。
 また、砂利等の検収、並びに、出納記録の明確化についても配慮されたい。

四 経理出納事務につき次の点留意されたい。
 一 工事の施行状況は

工事別	箇所	事業費
道路改良工事	(一)	四一、三八二、〇〇〇円
橋梁架換工事	(二)	五九、四三〇、〇〇〇
特殊道路改良工事	(三)	九、六八〇、〇〇〇

1 道路、河川敷占用、並びに、公有水面使用許可事務の厳格処理を要する。

2 占用許可期間の満了のものが相当ある。

3 占用料金の算出基礎に統一を欠くものがある。

4 未収金八万三千余円は、早期整理すること。

5 不欠損分は一層厳を要する。

郡家土木出張所 昭和三十四年七月二十七日 監査

監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	井上善一
同	戸田俊己

臨就事業費

二、一九〇、〇〇〇円 一、六四一、〇〇〇円

翌年度繰越額

一、一四〇、〇〇〇

舗装新設工事 一 一三、一〇〇、〇〇〇
 河川改良工事 一 三、四四〇、〇〇〇
 砂防工事 七 一五、五二二、〇三五
 各年災害工事 一九 一一、八三四、一四六
 単県各種工事 一六〇

計 二〇六 一六七、三八九、四〇三
 (三) (五、三二九、〇〇〇)

() は三十二年度の繰越工事
 以上本年度工事は概ね順調に執行していたものと認められた。

二 工事の施行並びに、監督事務について次の点に留意されたい。

1 道路改良工事 県道上斉原用ケ瀬線 佐治
 事業費 二、三四〇、〇〇〇円
 請負額 七七〇、〇〇〇円
 (三十四年度繰越額 九六一、三六八円)
 工期 三四、二、一三
 三四、六、三〇
 本工事は用地、物件移転補償の交渉が遅れ、施行適

一、〇〇〇、〇〇〇

五、一九〇、〇〇〇 二、七八一、〇〇〇

期を失し一部を翌年度に繰越している。施行上設計によると路側石積は野面石使用であるが、粗割石である。

2 単県道路改良工事 県道中井小河内用ケ瀬線 河原町小倉

事業費 一九三、二〇〇円
 請負額 一七五、五〇八
 工期 三四、三、二七
 三四、三、二七
 本工事は全般的に施工程度が良くない。
 3 単県道路改良工事 県道本鹿高福線 河原町佐貫
 事業費 四〇三、五九三円

請負額 一三三、二九七
 工期 三四、三、二七

本工事は路側石積の施工程度に良くないものがあつた。

4 橋梁架換工事 上田橋

事業費 六、八一〇、〇〇〇円
 請負額 五、六七三、一五八

内三三年度施行 四、六三〇、〇〇〇
 三三年度施行 一、〇四三、一五八

工期 三三、九、二八
 三四、七、三〇

本工事は橋梁構造の変更、その他用地関係等のため、年度内完了見込みなく翌年度に繰越し、監査当日主工事は完了していたが、一部取合残工事があつた。

5 砂防工事 智頭中原

事業費 二、九一一、二四〇円
 請負額 二、八〇八、四八四

工期 三三、八、二五
 三四、三、二〇

本工事は前年度河床整理に引続き護岸工であるが、総体的に施工は良好であつた。

なお、セメント工法は、手練り設計であつたが機械練り工が望ましい。

四 経理出納事務は概ね適切に処理していたものと認められたが、事務費特に、事務用品の購入に当っては、計画的しかも効率的執行に留意すべきである。

なお、次の点整理されたい。

1 道路占用、並びに、河川敷占用許可台帳(新台帳作成)は、旧台帳からの転記継承が不十分で、台帳洩れのものかなりある。

2 右占用関係で未調定のものがある。

三 道路橋梁補修計画並びに、実施については配意し概ね適切に行われてきているが、さらに、道路手の督促、並びに、貨物自動車等作業能率向上につき一層努力されたい。
 なお、砂利等の購入、並びに計画的配分、及び、出

納事務は過去の指摘事項を考り、よし、さらに、工夫されたい。

根雨土木出張所 昭和三十四年八月八日 監査
八月八日 監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎
同 井上善一
同 戸田俊己

一 工事施行の状況

工事別 箇所

道路改良工事 (二)八

道路特殊改良工事 三

橋梁架換工事 (一)四

舗装新設工事 一

雪害防止工事 一

砂防工事 二

各種各年災害工事 一九

各種単県工事 九七

計 一四五 (三)

() は三十二年繰越工事

事業費

翌年度繰越額

二五、八七六、〇〇〇円

(三、九四四、〇〇〇)

六、四一〇、〇〇〇

二七、五七四、〇〇〇

(一、〇四、〇〇〇)

三、七一〇、〇〇〇

二、〇〇〇、〇〇〇

二六、〇二二、〇〇九

一〇、四四四、七五九

九、四九六、五七八

一一、五三三、三四六 (五、〇四八、〇〇〇)

四五、九〇〇円

四、〇三六、〇〇〇

四、四九五、〇〇〇

以上本年度工事は、概ね順調に執行していたものと認められた。
二 工事の施行並びに、監督事務につき次の点留意されたい。

1 三十二災河川災害復旧工事 小原川筋左右岸

日南町茶屋

設計額 一七二、八四〇円

請負額 一六三、八六四

工期 三三、四、一〇〇

本工事は基礎の根入れが不足で、施行程度も余りよくなかった。基礎の根入れについては、設計上考究を要する。

2 三十二災河川災害復旧工事 印賀川筋左岸

日南町印賀

設計額 三四〇、五六六円

請負額 三二五、五七〇

工期 三三、一〇、三一

単県河川災害復旧工事 印賀川筋左岸 日南町印賀
設計額 一二四、二三四円
請負額 一二三、〇〇〇
工期 三四、三、二八

両工事は合併施工なるも、書面上は請負業者は二業者の施行になり、工期もそれぞれずれているのは、不合理である。

3 道路特殊改良(第一種)工事 日南町新屋

事業費 三、六〇〇、〇〇〇円

請負額 三、一二七、一七八

工期 三三、九、一一

本工事は二十八年度から継続施行し、本年度施工をもって完工している。

4 単県道路改良工事 日南折渡

事業費 二二五、二〇〇円

請負額 二二五、〇〇〇

工期 三四、三、三七

本工事は単県改良で延長七〇、〇米新規方線変更したものである。施工状況は良好であった。
 なお、用地は地元負担であったが、登記未了であったので、この促進につき努力されたい。

三 道路補修計画の樹立と、砂利等購入材料の出納の明確化、橋梁架換の場合の古材出納につき、一層留意されたい。

なお、道路手の督励及び自動車のか、動能率の向上等につき一層工夫を講じ、砂利道の維持管理に留意されたい。

四 経理出納その他事務につき、前回の指摘事項は整理改善し、厳格に処理していたことは結構である。

なお、現有貨物自動車のうち一台は老朽化し、多額の修繕費を消費しているので、これが更新につき配慮の要がある。

山林事務所

昭和三十三年度にかかる、東、中、西部山林事務所の監査に当っては、前年度に引続き各種事業の執行状況を

と、とくに、補助事業については、林業補助団体のうち、五森林組合の調査を併せ実施した。その結果本年度各種事業は概ね当初計画どおり順調に施行されていたものと認められた。

なかでも、治山及び林道補助事業等林業土木施設は近年早期着手に配慮され、いずれも年度後半にはほとんど完工し、その施工程度も良くなってきたことは結構である。

また、公私有林造林事業等にも、とくに、配慮されている、が個々の事業についてみると、さらに、造林等補助事業に対する適正施行及び補助金の早期交付、その他林業諸団体の育成強化、造林促進、林業技術普及の徹底等諸施策遂行に当って一層の努力を要するものがある。とくに、林業団体の育成指導及び技術普及業務は、現在の陣容組織、予算をもつては万全なる業務の浸透は望み難く、各所とも苦慮し中でも普及活動は、既にその限界に達しているものと認められるので、この際本庁及び出先機関をつうじ事務の再配分等につき、技術的検討を

加え、山林行政の一層合理的効率的転換を図るべき時機と思考するので、県当局はこの点考究措置につき、善処を要望する。

なお、各所共通の事項は概ね次のとおりである。

一 森林組合の育成強化について

県下一五六単位組合の育成強化については、昭和三十一年度に樹立された、組合振興三ヶ年計画に基き、その推進に努力されてきているが、この状況をみると、漸く、振興方向の緒を見出した程度であって、その速度は緩慢である。この計画樹立組合は、すべて資金その他の面で行き詰りを来している現状である。

この振興計画をつうじ県の育成強化の指導体制は、他の組合のそれに比し著しく弱体であるので、これが、育成助長策とその受入体制の強化、とくに、組合

改良指導員勤務実績分析

の自主的役職員の強化並びに機構的、質的、向上につき、一層の配慮が必要である。

なお、振興計画未樹立組合の指導についても、一層努力されたい。

二 林業改良指導員の活動について

県下四三森林区に対し改良指導員を配し、担当区の森林区実施計画の樹立並びに監督と林業技術普及に亘る一連の業務を担当しているが、その活動実績を分析してみると、次表のとおりであって、各所とも地域に応じた活動がそれぞれなされているのでその差異は認められるけれども担当業務分野は広汎で、しかも、逐年関連業務は増加しているので、さらに、過去の活動実績等を充分検討考慮し、計画的、効率的、活動に配慮が必要である。

業務区分	東部			中部			西部			県平均	全国平均 (但し昭和三十一年度)
	三	二	三	三	二	三	三	二	三		
普及	二八・六	二九・二	三三・六	二八・三	三三・五	三五・二	三一・六	三〇・八	三一・八		

森林計画	三五・八	三二・〇	二二・四	二六・一	一八・七	二〇・五	二六・八	二六・六	三二・五
普及指導事務	二八・七	三四・〇	三〇・九	三一・六	一九・九	二〇・二	二六・二	二八・九	二〇・三
その他	六・九	四・八	一四・一	一四・〇	二六・九	二四・一	一五・四	一三・七	一五・四
	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

三 林業濃密普及地区の指導助言について

本年度新規事業として、林業経営技術普及の拠点として、県下四六地区(部落)を指定(知事指定)その地区担当指導員をして、計画、実行に移しているが、この地区の指定が年度中途であったのと、指定が急がれた関係上、机上指定に終わった憾がある。

また、指定地区に対する初年度の状況は、漸く戸別に経営分析した程度でいまだ、指導助言の域には達していない。なかには、地区の経営実態すら調査されていないものもあるが、早期に実態をはあくし地区の経済性、特殊性を充分活かした経営設計を自主的に樹立せしめ指導助言を与えるよう配慮が必要である。

四 樹苗養成事業について

森林組合振興対策の一環として、近年組合直営及び自家養苗熱が盛んになってきており、その自給生産も増してきているが、県下全体を通じ樹苗需給計画の二割乃至二割五分が県森連直営、一割五分乃至二割程度が単位組合直営及び自家生産となっている。さらに、育苗技術経営の指導を強化し、この面の奨励を図って計画的生産指導と健康樹苗の自給体制の確立に一層努力を望む。

なお、本年度は系統不明の山行き樹苗が相当量生産された事実があったようであるが、これが指導取締りにつき、とくに、留意されたい。

五 造林事業について

近年公私有林造林事業はわい、林の人工林転換及び原野

造林地等の拡大に主力が置かれ、本年度計画造林面積四、〇〇〇ヘクタールに対し四、〇六一ヘクタールで、このうち公私有林等補助事業分は三、八四五、九一ヘクタールで、五千三百五十一万九千六百六十二円の補助金を出している。昭和三十四年度から新たに措置されている公有林整備事業による融資造林を併せてさらに、画期的造林促進につき、一層の配慮を望む。

六 木炭生産指導について

木炭の生産指導並びに品質改善策については、県薪炭協会とも連携し努力されているが、本年度生産実績は生産目標量二百万俵に対し八九%で著しい減産を来しているが、これらの原因は主として、原木事情、その他市況等によって、近年延び悩んでいるので、さらに原木あつ、旋及び生産費の、減策並びに品質改善等

七 工事の施行監督について

本年度各種工事は冒頭にも述べたとおり、適期施行に配慮され、その施工程度も良くなってきたことは結構であるが、さらに、次の点留意されたい。

- 1 工事の出来高不足等によって、いまだ、請負額を減額しているものがある。
- 2 現場監督記録の不十分のものがある。
- 3 材料検収に一層厳を要するものがある。
- 4 工事施行後の跡整理の不十分のものがある。
- 5 治山工事の箇所選定に一層配慮を要するものがある。
- 6 堰堤等構造物築造工の設計に慎重考慮を要するものがある。

八 臨時職員の所遇について

現在各所に配置されている臨時的任用職員一五名(東部一、中部八、西部六)と、事務補助及び現場監督補助員として雇用している二〇名の所遇改善について

九 引続き考慮されたい。
 九 機動力の整備について
 三事務所のうち西部に、今回ジープが整備されているが、引続き、中・東部への配車と指導員には、單車程度は整備し能率の向上を図るよう財政的考慮が望ましい。
 一〇 各所共通の事務の処理状況は逐年是正改善が図られているが、なお、細部については、木炭検査関係事務その他定例の調査報告書類の簡素合理化につき、一層配意を要するものがあるので、さらに、検討されたい。

二 治山及び林道事業は次のとおりである。

工 事 別	箇所数	前年度繰越額	本年度事業費	計
崩壊地復旧	一〇		一六、九三〇、〇〇〇円	一六、九三〇、〇〇〇円
水源林造成	五		一、九一二、〇〇〇	一、九一二、〇〇〇
海岸砂地造林	八		二一、六八〇、〇〇〇	二一、六八〇、〇〇〇
雪崩防止林	二		一、〇五一、〇〇〇	一、〇五一、〇〇〇

東部山林事務所 昭和三十四年九月十日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己
 一 職員は現在所長以下五六名と、このほか補助職員として九名雇用している。
 本年度各種事務、事業は概ね円滑に執行してきたものと認められる。とくに、本年度実績においては、木炭生産量が目標量を若干下廻ったが、造林その他治山工事等諸事業は、当初計画どおり遂行していた。

地すべり防止	一		二、〇九七、〇〇〇	二、〇九七、〇〇〇
はげ山復旧	一		一、〇七三、〇〇〇	一、〇七三、〇〇〇
災害荒地復旧	四		五、三〇三、〇〇〇	五、三〇三、〇〇〇
災害林道復旧	五		一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
林道開設四号	二	一、一〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
林道開設二号	一	二、一六二、一五三		二、一六二、一五三
小団地開発林道	一		六一四、〇〇〇	六一四、〇〇〇
小団地開発牧道	一		九七四、三〇二	九七四、三〇二
新農山漁村林道	一		九九八、九八六	九九八、九八六
新農山漁村牧道	一		一、八六〇、一三二	一、八六〇、一三二
関連工事	一		一一九、〇〇〇	一一九、〇〇〇
計	四四	三、二六二、一五三	五九、二九二、四二〇	六二、五五四、五七三

なお、工事の設計施行監督に当り、次の点に留意されたい。

1 昭和三十二年繰越二号林道開設事業、施行主体若桜町池田森林組合
 事業費 六、四九〇、〇〇〇円

実施額 六、三六二、一五三円
 昭和三十二年度実施額 四、二〇〇、〇〇〇円
 本年度実施額 二、一六二、一五三円
 工期 自三二、九、八一
 至三三、七、三一
 工事の概要 林道延長 二、〇一七、〇米

巾員四、〇米
路面砂利敷仕立

本工事の一号橋梁は、左岸橋台の基礎根入の深さの不足が認められた。また、橋台、コンクリートの施工が粗雑である。他に水抜暗渠の取水口上流側に水路確保のため適当なる構造物の必要がある。

2 崩壊地復旧 若桜町中原地内
事業費 二、〇三六、〇〇〇円
請負費 一、七八七、〇〇〇円
工期 自三三、八、三一
至三四、一、一六

本工事は、堰堤工で、池田森林組合が請負施行しているが、堰堤工裏面の基礎が露出し、根入不充分と認められた。なお、漏水箇所もあった。

三 森林組合育成指導並びに弱少組合の合併促進については、努力され可成りの実績を挙げているが、とくに、組合振興計画に基く推進状況は、あく及び合併後の組合指導につき、一層の配意を要するものがある。

また、濃密普及地区に対する指導助言等についても、一層の配意が必要である。

四 林業経営、技術の合理的普及と浸透を図るため、普及計画の樹立改良指導員の過去の活動実績等個々に充分検討し、次期計画に資するとともに、一層合理的活動に意を用いることが必要である。

なお、駐在勤務者との緊密連絡については、とくに留意を要する。

五 経理事務その他については、概ね適切に処理しているものと認められたが、補助金の未端交付促進につき努力された。

中部山林事務所 昭和三十四年九月十八日 監査

同 萩 原 治 郎
同 萩 原 治 郎
同 萩 原 治 郎

一 職員は、現在所長以下三三名と、このほか補助職員として五名、雇用している。

本年度各種事務、事業は、概ね当初計画どおり執行していたものと認められた。とくに、本年度は組合振興三ヶ

年計画の推進指導に努力し一部の組合を除き増資を始めた計画推進に当り、経営検討会並びに反省会を随時開
二 本年度実施された、治山、林道事業は次のとおりである。

工 事 別	箇所数	本年度事業費	計
崩壊地復旧	七	一六、二三五、〇〇〇	一六、二三五、〇〇〇
海岸砂地造林	四	五、〇六〇、〇〇〇	五、〇六〇、〇〇〇
水源林造成	三	一、〇五六、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
小団地開発林道	二	二、二五四、六四一	二、二五四、六四一
小団地開発牧道	一	七〇四、五三二	七〇四、五三二
計	一七	二五、三一〇、一七二	二五、三一〇、一七二

催し組合の自主的振興方向に導いていたことは、時宜の適策と認められる、今後一層精進されたい。

なお、工事の設計、施行、監督に当り、次の点を留意されたい。

1 崩壊地復旧 三朝町今泉
事業費 一、〇四五、〇〇〇円
請負額 九五五、〇〇〇円
工期 自三三、八、三一
至三四、一、三一

工事概要 堰堤工一号工長一五、〇米高五、〇米

護岸工一七、〇平米×二号工長一二、〇米高四、三米

本工事の施工は概ね良好と認められたが、溪流の状況から見て、施行緩急度は余り高くなりなく施行位置は適当とは思われない。

なお、監督記録は十分整理しておくこと。
 2 小団地開発整備林道事業 三朝町穴鴨地内
 事業主体 竹田森林組合

事業費、一、〇一六、〇〇〇円
 請負額 九六九、三八〇円

工期 自三三、二、二五
 至三四、三、二五

工事概要 延長八三三、〇米巾員二、五米

本工事の、起点より約一〇〇米附近は空石積であるが、石積の基礎根入が不足し、流水のため洗い堀さされていた。土止め石又は胴木の設置が当初設計に望ましかった。

三 林業経営技術の普及浸透については、計画を樹立し重点的実行に移していることは結構であるが、さらに、過去の実績等を十分検討考慮し、効率的活動に配意が望ましい。

なお、濃密普及地区の育成及び指導助言については、一層の工夫と努力が必要である。

四 本年度造林実行面積は、県行造林を含め九七九、七

六ヘクタールであるが、このうち、大部分が春植となつているので、適期造林の勧奨指導につき、一層努力されたい。

五 経理事務その他については、概ね適切に処理しているものと認めたが、木材業者等登録促進につき、一層努力されたい。

西部山林事務所 昭和三十四年八月二十六日 監査
 二
 二十七日

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

同 戸田俊己

一 職員は現在所長以下四九名と、このほか補助職員として六名雇用している。

本年度諸事業は、概ね当初計画とおり執行していたものと認めた。

とくに、管内の森林組合は弱少組合が多く、組合振興計画を通じ計画実施面の指導に重点をおいていた。また、石見、福栄地区の合併を完了したことは結構であ

るが、なお、奥日野並びに江尾、米沢、神奈川地区の合併促進について、一層努力されたい。
 二 治山及び林道事業は次のとおりである。

工 事 別	箇所数	前年度繰越額	本年度事業費	計
崩壊地復旧	一一	一	一八、五八三、〇〇〇	一八、五八三、〇〇〇
水源林造成	四	一	一、三七九、〇〇〇	一、三七九、〇〇〇
海岸砂地造林	一	一	一、二八八、〇〇〇	一、二八八、〇〇〇
三号林道開設	四	四三一、三六三	七、〇一九、四八一	七、四五〇、八四四
計	一九	四三一、三六三	二八、二六九、四八一	二八、七〇〇、八四四

なお、工事の設計、施行、監督に当り、次の点留意されたい。

1 三号林道(打越線) 溝口町大内

事業費 三、一〇〇、〇〇〇円

請負額 二、八四七、四一七円

工期 三三、九、三〇〇
 三四、三、二〇〇

工事概要 延長一、〇六八、〇米隧道一五七、四米
 巾員三、〇米

本工事は経点部分において、巾員のために従来の河積を減じている箇所があるので、路側空石積は、既に、破損していた設計上考究を要する。

2 三号林道(前線) 大山町前

事業費 一、一〇〇、〇〇〇円

請負額 一、〇七三、九三六円

工期 三三、九、四
 三四、一、三〇

工事概要 昭和三十二年度から三ヶ年継続事業で昭

和三十二年度延長一、〇四一、〇米中員
三、〇米本年度分延長八一五、〇米

本工事はその内容において、在来地盤の掘さくが必
要である。

なお、測点2の右側に農道が敷設されていたが、こ
れが、取付部分に排水施設を設ける必要がある。

3 崩壊地復旧工事 溝口大滝

事業費 二、九八八、〇〇〇円

請負額 二、八九九、五八三円

工期 三三、九、一三
三四、一、二五

本工事は、堰堤一基築造と護岸工であるが、完了後
災害により埋没していた。

4 崩壊地復旧工事 日野本郷

事業費 八七二、八五一円

請負額 八七二、八五一円

工期 三三、八、一六
三三、一、一四

本工事の施工は、概ね良好と認めしたが、施工の緩急

度は余り高くないと認めた。

三 木炭の生産向上、並びに品質改善について努力し、
とくに、管内担当検査員別に木炭生産実態その他の環
境調査を行い、今後の生産指導並びに検査能率向上に
資していたことは、結構である。

四 経理事務その他については、概ね適切に処理してい
たものと認めしたが、木材業等登録促進につき、一層努
力されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町